

ショートステイ仙遊荘 ご利用料金の目安

令和3年8月1日改定

○施設利用料

◆ 併設型介護予防短期入所生活介護費

◎多床室利用となります。

単位:円

認 定	1割負担分	サービス提供体制強化加算	処遇改善加算(Ⅰ)	特定処遇改善加算(Ⅰ)	滞在費	食 費	合計/1日
要支援1	446	18	27	13	855	1,445	2,804
要支援2	555	18	33	16			2,922

◆ 併設型短期入所生活介護費

◎多床室利用となります。

単位:円

認 定	1割負担分	サービス提供体制強化加算	看護体制加算	夜勤職員配置加算	処遇改善加算(Ⅰ)	特定処遇改善加算(Ⅰ)	滞在費	食 費	合計/1日
介護度1	596	18	12	13	53	17	855	1,445	3,009
介護度2	665	18	12	13	58	19			3,085
介護度3	737	18	12	13	64	21			3,165
介護度4	806	18	12	13	70	23			3,242
介護度5	874	18	12	13	76	25			3,318

○所得に応じて滞在費及び食費の一部負担は減額されます。

平成17年10月1日より、介護保険者(市・町)の窓口に特定負担限度額(短期入所の滞在費及び食費)の減額申請をすることにより、施設サービスの滞在費及び食費の一部負担は所得に応じて減額されます。

★ 1日当たりの滞在費・食費の負担限度額

単位:円

対 象 者	区 分	滞 在 費 (多床室)	食 費	
市町 民 税 非 課 税 世 帯	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、 老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	第1段階	0	300
	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、 合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の 人	第2段階	370	600
	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、 年金収入等80万円超120万円以下	第3段階①	370	1,000
	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、 年金収入等120万円超	第3段階②	370	1,300
(市町民税課税世帯)	第4段階 (標準負担者)	855	1,445	

◎ 1日当たりの区分別・介護認定別利用者負担金

単位:円

区 分	認 定						
	要支援1	要支援2	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
第1段階	804	922	1,009	1,085	1,165	1,242	1,318
第2段階	1,474	1,592	1,679	1,755	1,835	1,912	1,988
第3段階①	1,874	1,992	2,079	2,155	2,235	2,312	2,388
第3段階②	2,174	2,292	2,379	2,455	2,535	2,612	2,688
第4段階	2,804	2,922	3,009	3,085	3,165	3,242	3,318

上記の金額は、介護サービス費1割負担分、加算分、滞在費、食費を合計した金額です。

2割負担の方は1割負担分の額が2倍となります。(3割負担の方は3倍)

上記費用のほか、送迎を希望される方は片道につき184円が必要となります。

※ 疑問な点がありましたら、お問い合わせください。

TEL. 0877-62-7332